

<実施方針及び要求水準書（案）に関する意見に対する回答>

No	資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項	回答
1	実施方針	3	1	2	1			事業方式	昨今の物価の高騰により、建設費も著しい上昇が生じておりますので、建設費の物価上昇に対しては、物価高騰を加味した建設単価の設定や、契約書案に物価上昇のスライド条項を入れて頂き、物価上昇の起算日を債務負担行為が確定した日として頂くなど、物価の高騰へのご配慮をお願い致します。	参考にさせていただきます。
2	実施方針	5	1	2	5		ア	事業者の収入	「事業者が実施する設計・建設に係る請負代金について、前払金の他、令和7年度末における部分払い、及び残額を本件施設の引渡し時に事業者へ支払う。」との記載がありますが、基本設計・実施設計それぞれの業務の完了時に代金の支払いは無いということでしょうか。他の自治体では、設計業務に関しては各業務完了後に支払いがなされる場合が多いと思います。その点ご考慮をお願いします。	請負代金額の支払方法の詳細は、募集要項等の公表時に示します。
3	実施方針	6	1	2	6		イ	事業の実施スケジュール（予定）	設計・建設スケジュールについて、「令和6年12月～令和8年10月（1年11か月間）」との記述ありますが、令和6年度からの建設業界での時間外労働規制や人手不足、運送の問題、民間の確認申請期間も用いることから、現在の予定スケジュールでは納まらない可能性があります。（3～5か月の不足） また仮に23か月内に収める計画とした場合でも、貴市との十分な協議期間を設けることができない可能性があります。よりよい施設整備のために完成までの設計・建設スケジュールの見直しをご検討いただけないでしょうか。	原案のとおりとします。
4	実施方針	6	1	2	6		イ	事業の実施スケジュール（予定）	設計・建設期間について、2024年4月1日以降の法改正により工事の作業制限（土日祝休み）がかかるため全体工期が厳しいと考えています。宅地造成工事の完了が令和7年7月末予定のため、その後確認済証取得が早くても8月末、9月から工事と考えると工事期間14か月となります。最近の同規模建設工事では、17～19か月が必要な建設期間となっています。設計業務期間においても、基本・実施設計で9か月確保が希望です。	No.3を参照ください。
5	実施方針	7	2	2	1			事業者の募集・選定スケジュール	募集要項等に関する1回目の質問回答（5月中旬）から参加表明・参加資格審査書類の受付期限（5月下旬）までの期間が短いので、質問回答を受けてからの事業者側での調整や検討、各種書類の用意に十分な時間が取れないと思われ不安があります。質問回答から審査書類の受付まで1ヶ月程度の期間を頂けませんでしょうか。	詳細な募集・選定スケジュールは、ご意見を踏まえ検討の上、募集要項等の公表時に示します。
6	実施方針	7	2	2	1			事業者の募集・選定スケジュール	参加表明書及び参加資格審査書類の受付期限が5月下旬になっています。募集要項等に関する質問（1回目）受付期限が5月上旬、回答期限が5月中旬となっており、募集の受付期限まで期間が短く、質問に対する内容の精査や準備のためのスケジュールが非常にタイトになっています。質問への回答から1か月程度の準備期間を設定して頂けないでしょうか。	No.5を参照ください。
7	実施方針	7	2	2	1			事業者の募集・選定スケジュール	5月中旬の募集要項等に関する質問の回答、5月下旬の参加表明書及び参加資格審査書類の受付期限となっており、検討及び準備期間が非常に短いため、受付期限を回答から1か月、6月中旬にして頂けませんでしょうか。また、準備期間として、5月はゴールデンウィークがあり、営業日数が少ないことへのご配慮も併せてお願い致します。	No.5を参照ください。
8	実施方針	7	2	2	1			事業者の募集・選定スケジュール	「参加表明及び参加資格審査書類の受付期限」を5月下旬から6月中旬頃に変更していただけないでしょうか。募集要項等に関する質問（1回目）に対する回答期限から参加表明までの日程が非常に短いため、市のご回答によっては準備が間に合わない可能性がございます。	No.5を参照ください。
9	実施方針	7	2	2	1			事業者の募集・選定スケジュール	募集要項等の公表が4月上旬で、参加表明書及び参加資格審査書類の受付期限が5月下旬となっており、参加資格申請検討期間が非常に短い為、受付期限を公告日から営業日数で60日程度は確保して頂けないでしょうか。機構改革や代表者の変更により、捺印スケジュールが非常にタイトです。能登地震の対応及び4月の人事異動、ゴールデンウィーク等で営業日数が少ないことへご配慮の程よろしくお願い致します。	No.5を参照ください。
10	実施方針	17	3					表 リスク分担（案）	維持管理・運営期間における一定の範囲を超える物価変動に関して、維持管理業務の物価変動は、「厚生労働省の毎月勤労統計調査 賃金指数 就業形態別 きまって支給する給与 一般労働者5人以上」を採用頂けますでしょうか。	参考にさせていただきます。
11	実施方針	17	3					表 リスク分担（案）	第三者からの損害に対してのリスクの記載がありません。双方に対してリスクと考えるので、リスク分担表の共通に追記いただけますでしょうか。	責任分担の程度や具体的な内容については、募集要項等の公表時に示します。
12	実施方針	17	3					表 リスク分担（案）	物価スライドの起算日は予定価格公表日(入札公告日)でお願いいたします。	参考にさせていただきます。

<実施方針及び要求水準書（案）に関する意見に対する回答>

No	資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項	回答
13	実施方針	17	3					表 リスク分担 (案)	事業者の帰責事由により第三者に損害を与えた場合、事業者負担となっています。事業者が善管注意義務を果たした上避けることができない事由について、事業者側では対応できないことから、市負担とすること、あるいは協議事項により決定するとして頂けないでしょうか。	責任分担の程度や具体的な内容については、募集要項等の公表時に示します。
14	実施方針	17	3					表 リスク分担 (案)	施設供用開始後のインフレ・デフレは両者の負担となっています。(※2)に「維持管理・運営業務では規定する指標に基づき～」の記載がありますが、委託料の改訂にあたって使用される指標は、近年の急激な人件費上昇に伴った改定がなされず適正な雇用の確保が困難な状態となっております。実態に即した改定を行うこと、および品質維持の人材確保のため、最低賃金の改定に即した指標を採用して頂くことを求めます。	責任分担の程度や具体的な内容については、募集要項等の公表時に示します。
15	実施方針	17	3					表 リスク分担 (案)	不可抗力による損害は両者の負担となっておりますが、(※3)に請負代金及び委託料の-1%以上+1%以下の損害は事業者が負担することを予定しているとの記載があります。維持管理・運営業務段階における負担額は、1事業年度につき累計で維持管理・運営業務契約の年額委託料の1%以下迄を事業者が負担するとして頂きたい。	責任分担の程度や具体的な内容については、募集要項等の公表時に示します。
16	実施方針	17	3					表 リスク分担 (案)	※3で記載されています事業負担について、多くの場合、発生した損害の1%を事業者、残りを自治体様が見られる不可抗力一般的な割り振りとして理解しています。記載の請負金額の1%までの金額となりますと事業者のリスクが高いと思います。ご検討いただければと思います。	責任分担の程度や具体的な内容については、募集要項等の公表時に示します。
17	実施方針	18	3					表 リスク分担 (案)	事業者の帰責事由により施設等の損傷を与えた場合、事業者負担となっています。事業者が善管注意義務を果たした上避けることができない事由について、事業者側では対応できないことから、市負担とすること、あるいは協議事項により決定するとして頂けないでしょうか。	責任分担の程度や具体的な内容については、募集要項等の公表時に示します。
18	実施方針	19	3					表 リスク分担 (案)	交通事情の悪化による運搬費の増大について、事業者のリスクとなっています。例えば、道路事情により回り道を行わないといけない事情等は事業者が、十分な調査を行っていても、防げません。このようなケースもありえますので、このリスクは、自治体様と協議できるようなリスク分担できませんでしょうか。	責任分担の程度や具体的な内容については、募集要項等の公表時に示します。
19	要求水準書（案）	4	1	4	4		イ	事業の実施スケジュール（予定）	設計・建設スケジュールについて、「令和6年12月～令和8年10月（1年11か月間）」との記述ありますが、令和6年度からの建設業界での時間外労働規制や人手不足、運送の問題、民間の確認申請期間も用いることから、現在の予定スケジュールでは納まらない可能性があります。（3～5か月の不足） また仮に23か月内に収める計画とした場合でも、貴市との十分な協議期間を設けることができない可能性があります。よりよい施設整備のために完成までの設計・建設スケジュールの見直しをご検討いただけないでしょうか。	No.3を参照ください。
20	要求水準書（案）	15	2	2	3		ウ（イ）	建設業務 植栽整備	記載文中において、「なお、既存の樹木については、事業者の判断で伐採または残置のいずれも可とする。ただし、既存の樹木を 残置する場合は、当該樹木の管理は事業者で行うこと。」とありますが、貴市が実施する解体工事の内容が不明です。既存樹木がどの程度残置されるか不明ですので、解体後の資料の公表をお願い致します。資料が無い・公表できない場合は、文章内容について削除していただくなどの修正をお願いします。	本件施設用地内の既存樹木については、造成工事に伴いすべて伐採する予定です。要求水準書を修正します。